

資料 2

●規程改正の概要

要 旨	人員確保の観点から、「地方独立行政法人山梨県立病院機構臨時職員等就業規則」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構臨時職員等就業規則の一部改正 (規程第●号)</p> <p>1 趣旨</p> <p>○ 中央病院においては、看護補助スタッフの人員を充足できず常時募集しているとともに、在職する職員の中には低賃金を理由に退職の意思を示す者もいる状況。 北病院においても、欠員が生じる都度募集をしているものの、応募者がなかなか現れず、両病院共に人員確保に大変苦慮している状況である。</p> <p>○ 中央病院においては70歳代の職員が7名在職し、新たな職員の採用は喫緊の課題である。</p> <p>○ このため、人員確保の観点から、看護補助スタッフの賃金を増額改定する必要がある。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>臨時職員等就業規則別表3（賃金額）を以下の通り改正する。</p> <p>中央病院 看護補助 日額 7,300円 → 7,800円 北病院 看護補助 日額 7,850円 → 8,150円</p>
施行期日	平成29年11月1日

臨時職員等就業規則 新旧対照表

新規		旧規													
別表3(第17条関係)		別表3(第17条関係)													
2 特例計算		2 特例計算													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>基礎号給</th> <th>給料月額</th> <th>日額単価 (基礎号給/21)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>看護助手</td> <td>技労1-32 ※6</td> <td>163,400</td> <td>7,800</td> </tr> </tbody> </table>		職種	基礎号給	給料月額	日額単価 (基礎号給/21)	略				看護助手	技労1-32 ※6	163,400	7,800
職種	基礎号給	給料月額	日額単価 (基礎号給/21)												
略															
看護助手	技労1-32 ※6	163,400	7,800												
※1～5 略		※1～5 略													
※6 一定の経験年数を満たす者について適用する日額単価は別に定める。		○ 略													
3 給料の調整額、特殊勤務手当等の賃金上乗せ		3 給料の調整額、特殊勤務手当等の賃金上乗せ													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>基礎号給</th> <th>給料月額</th> <th>日額単価 (基礎号給/21)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北病院業務補助</td> <td>看護助手 略</td> <td>技労1-32 ※2 163,400</td> <td>8,150</td> </tr> </tbody> </table>		職種	基礎号給	給料月額	日額単価 (基礎号給/21)	略				北病院業務補助	看護助手 略	技労1-32 ※2 163,400	8,150
職種	基礎号給	給料月額	日額単価 (基礎号給/21)												
略															
北病院業務補助	看護助手 略	技労1-32 ※2 163,400	8,150												
※1・2 略		※1・2 略													